吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2022 年 7 月 13 日

日本ハウズイング株式会社

2022年7月13日

東京都新宿区新宿一丁目31番12号
日本ハウズイング株式会社
代表取締役社長CEO　小佐野　台

吸収合併に係る事後開示書面

会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり吸収合併に関する事項として法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．吸収合併の効力が生じた日

2022年７月１日

２．吸収合併消滅会社における会社法784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社の株主より、会社法784条の２に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

カテリーナビルディング株式会社（以下「カテリーナビルディング」といいます。）は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求については、該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

カテリーナビルディングは、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

カテリーナビルディングは、会社法第789条第２項の規定に基づき、異議申述公告を2022年5月18日に官報及び日刊工業新聞により行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第796条の２、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第２項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第３項及び第４項の規定に基づき、2022年5月18日付の電子公告において、当社の株主に対して公告を行いましたが、同条第１項の規定に基づく株主からの買取請求はありませんでした。

(2) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第２項及び第３項の規定に基づき、異議申述公告を2022年５月18日に官報及び電子公告により行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2022年７月１日をもって、カテリーナビルディングからその資産、負債その他権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第782条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

（吸収合併契約の内容は除く）

別紙のとおりです。

６．吸収合併による変更登記をした日

2022年７月12日

７．上記のほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2022年5月18日

東京都新宿区新宿一丁目18番8号
カテリーナビルディング株式会社
代表取締役社長　田邊彰彦

吸収合併に係る事前開示書面

会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおり、2022年4月27日付で、日本ハウズイング株式会社（以下「日本ハウズイング」といいます。）との間で合併契約を締結いたしました。

２．合併対価の相当性に関する事項
（会社法施行規則第182条第１項第１号）

吸収合併存続会社である日本ハウズイングは、当社の発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては合併対価の交付はありません。

３．合併対価について参考となるべき事項
（会社法施行規則第182条第１項第２号）

金銭の交付がないため、該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
（会社法施行規則第182条第１項第３号）

該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項
（会社法施行規則第182条第１項第４号）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社である日本ハウズイングの最終事業年度（2021年４月１日～2022年3月31日）に係る計算書類等は、別紙２のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

①日本ハウズイングの重要な後発事象

該当事項はありません。

②当社の重要な後発事象

該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

（会社法施行規則第 182 条第１項第５号）

本吸収合併の効力発生日以後における、吸収合併存続会社である日本ハウズイングの負担する債務について、履行の見込みがあると判断しております。

別紙１　　合併契約書（写し）

別紙２　　日本ハウズイングの最終事業年度に係る計算書類等

別紙３　　連結子会社との合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

第５８期

（自　2021年4月　1日
至　2022年3月31日）

計算書類

日本ハウズイング株式会社

連結計算書類

連結貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**41,707**
現金及び預金	19,157
受取手形、売掛金及び契約資産	21,092
未成工事支出金	90
原材料及び貯蔵品	180
その他	1,226
貸倒引当金	△40
固定資産	**22,509**
有形固定資産	**17,037**
建物及び構築物	4,546
機械装置及び運搬具	58
工具、器具及び備品	501
土地	11,929
建設仮勘定	1
無形固定資産	**1,911**
のれん	615
その他	1,296
投資その他の資産	**3,560**
投資有価証券	187
関係会社株式	183
差入保証金	1,121
退職給付に係る資産	276
繰延税金資産	933
その他	1,069
貸倒引当金	△210
資産合計	**64,217**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**22,770**
支払手形及び買掛金	9,806
短期借入金	3,039
１年内返済予定の長期借入金	18
未払法人税等	1,447
未払費用	2,586
賞与引当金	1,902
工事損失引当金	0
その他	3,969
固定負債	**1,451**
退職給付に係る負債	477
繰延税金負債	121
その他	852
負債合計	**24,222**
純資産の部	
株主資本	**39,093**
資本金	2,492
資本剰余金	1,871
利益剰余金	34,730
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	**115**
その他有価証券評価差額金	23
為替換算調整勘定	64
退職給付に係る調整累計額	27
非支配株主持分	**786**
純資産合計	**39,995**
負債・純資産合計	**64,217**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**124,686**
売上原価		**95,013**
売上総利益		**29,672**
販売費及び一般管理費		**22,595**
営業利益		**7,077**
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	6	
持分法による投資利益	45	
助成金収入	53	
その他	67	198
営業外費用		
支払利息	66	
固定資産除却損	11	
その他	23	100
経常利益		**7,175**
特別損失		
減損損失	10	10
税金等調整前当期純利益		**7,164**
法人税・住民税及び事業税		2,339
法人税等調整額		△55
当期純利益		**4,880**
非支配株主に帰属する当期純利益		108
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,771**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年４月１日期首残高	2,492	1,871	31,196	△2	35,559
会計方針の変更による累積的影響額			80		80
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,492	1,871	31,276	△2	35,639
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,318		△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益			4,771		4,771
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,453	－	3,453
2022年３月31日期末残高	2,492	1,871	34,730	△2	39,093

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年４月１日期首残高	22	△209	35	△151	674	36,081
会計方針の変更による累積的影響額					7	88
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	22	△209	35	△151	681	36,169
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,318
親会社株主に帰属する当期純利益						4,771
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1	274	△7	267	104	372
連結会計年度中の変動額合計	1	274	△7	267	104	3,826
2022年３月31日期末残高	23	64	27	115	786	39,995

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

⑴　連結子会社の数……21社

⑵　主要な連結子会社の名称……カテリーナビルディング株式会社
日本コミュニティー株式会社
東京都保全股份有限公司
すべての子会社を連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

⑴　持分法適用の関連会社の数……３社

⑵　主要な会社等の名称……ハウズイング合人社沖縄株式会社

３．連結子会社の事業年度等に関する事項……連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ．市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ．未成工事支出金……個別法による原価法

ロ．原材料及び貯蔵品……主として個別法による原価法

ハ．販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)……主として定率法

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②　無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金……売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③　工事損失引当金……受注工事の損失に備えるため、受注工事のうち、当連結会計年度末時点で損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④　工事補償損失引当金……請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

⑷　重要な収益及び費用の計上基準

①　マンション管理事業

「マンション管理事業」は、分譲マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等マンションの総合的管理業務を行っております。

管理業における顧客との履行義務は、実施計画に基づいて会社が管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することであります。

その為、契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

②　ビル管理事業

「ビル管理事業」は、ビルの環境衛生清掃・保安警備・受付・設備管理・保全の各業務及びビルの総合的管理業務を行っております。

ビル管理事業はマンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

③　不動産管理事業

「不動産管理事業」は、オーナー所有物件の建物管理・賃貸管理代行及びサブリース業務、不動産の売買・仲介業務に加え、社有物件の賃貸運営業務を行っております。

建物管理及び賃貸管理代行については、マンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産売買、仲介業務はそれぞれ物件の引き渡し、契約の成立をもって履行義務が充足する為、一時点で収益を認識しております。

サブリース及び社有物件の賃貸運営業務についてはリース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

④　営繕工事業

「営繕工事業」は、マンション共用部分及びビルの建物・設備営繕工事並びに外壁塗装工事等の大規模修繕工事に加え、専有部分のリフォーム工事及び新築工事を行っております。

営繕工事は顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しており、その進捗率の見積方法は見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

ただし、小規模の修繕工事等、工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した一時点で収益を認識しております。

(5)　のれん償却方法及び償却期間……のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

(6)　退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２～５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・工事契約に係る収益認識

従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、工期のごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合には、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金、非支配株主持分に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1,918百万円増加し、売上原価は1,601百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ316百万円増加しております。

当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益はそれぞれ4.91円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は80百万円増加、非支配株主持分の当期首残高が7百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	262百万円
土地	245百万円
計	508百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	18百万円
長期借入金	ー百万円
計	18百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　5,730百万円

3．受取手形裏書譲渡高　5百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　64,320,000株

(注) 当社は、2021年10月1日付で、普通株式1株につき4株の株式分割を行ったため、発行済株式総数は48,240,000株増加しております。

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	675	42.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	643	40.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	771	12.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 当社は、2021年10月1日付で、普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び資金計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は銀行借入による間接金融、または株式発行等による直接金融による方針であります。また、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に純投資目的として保有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期性預金については、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の執行・管理については、経営企画部長及び経営企画部財務担当者が取引の都度及び定期的に経営陣に報告をしており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどにより、流動性リスクを管理しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）投資有価証券 その他有価証券（＊２）	187	187	－
（２）長期性預金（＊３）	300	300	0
資産計	487	487	0
（１）長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	18	18	0
負債計	18	18	0

（＊１）現金、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金及び短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊２）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0百万円）は、「（１）投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。

（＊３）長期性預金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	187	－	－	187
資産計	187	－	－	187

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期性預金	－	300	－	300
資産計	－	300	－	300
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	－	18	－	18
負債計	－	18	－	18

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期性預金

元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で当社の信用度と市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビルや住宅等を保有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は190百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は10百万円（特別損失に計上）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,731百万円	199百万円	3,930百万円	4,398百万円

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸不動産の取得（248百万円）、為替換算差額（34百万円）、自社使用から賃貸等不動産への用途変更（3百万円）、償却資産の取得（1百万円）であり、主な減少額は減価償却費（77百万円）、減損損失（10百万円）であります。

3．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				
	マンション管理事業	ビル管理事業	不動産管理事業	営繕工事業	計
売上高					
一時点で移転される財	695	3	1,100	23,083	24,882
一定の期間にわたり移転される財	53,702	9,324	2,900	31,703	97,632
顧客との契約から生じる収益	54,397	9,327	4,001	54,787	122,515
その他の収益	－	－	1,958	212	2,170
外部顧客への売上高	54,397	9,327	5,960	54,999	124,686

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４.会計方針に関する事項　(4)　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約資産の残高は以下の通りであります。

契約資産	6,238百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	8,404
1年超	3,305
合計	11,710

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額　609円66銭

2．1株当たり当期純利益　74円20銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、2021年10月1日に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

取得による企業結合

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、株式会社三井E&Sホールディングスから、同社の連結子会社である株式会社MESファシリティーズの株式の全部を取得し、子会社化することを決議し、株式会社三井E&Sホールディングスと2021年12月23日付けで株式売買契約を締結し、2022年4月1日付で全株式を取得いたしました。

1．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社MESファシリティーズ

事業内容　人材派遣業、建設業、保険代理店業、不動産賃貸業、自動車教習所、調剤薬局等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、中期経営計画「PLAN23」（計画期間2019年度～2023年度）で掲げた「お客様のパートナーとして快適な住・オフィスの環境作り」の具現を目指し、事業基盤の強化及び関連事業の拡大に努めております。今般、企業及びリテール顧客向けに多岐に亘る事業を有する総合サービス業として発展を遂げてきた株式会社MESファシリティーズを当社グループに迎え入れることで、更なる企業価値の向上と「持続できる成長」に繋がるものと判断し、同社の株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2022年４月１日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社NHファシリティーズ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

２．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　　現金　　3,860百万円

３．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等（概算）　　19百万円

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（その他の注記）

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
賃貸用資産	千葉県野田市	土地及び建物	10百万円

賃貸用不動産は他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。千葉県野田市の賃貸用資産につきましては、賃貸用区分所有建物等の賃料水準の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

計算書類

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**25,320**
現金及び預金	10,802
受取手形、売掛金及び契約資産	12,570
未成工事支出金	139
貯蔵品	40
前払費用	486
短期貸付金	1,090
未収入金	27
その他	197
貸倒引当金	△34
固定資産	**22,945**
有形固定資産	**10,537**
建物	2,035
工具、器具及び備品	460
土地	8,037
建設仮勘定	1
その他	2
無形固定資産	**929**
ソフトウエア	741
ソフトウエア仮勘定	65
顧客基盤	20
その他	102
投資その他の資産	**11,478**
投資有価証券	177
関係会社株式	6,615
出資金	124
関係会社長期貸付金	1,725
破産更生債権等	20
長期前払費用	68
前払年金費用	221
繰延税金資産	708
差入保証金	1,212
会員権	142
その他	581
貸倒引当金	△121
資産合計	**48,266**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**13,147**
買掛金	6,977
未払金	436
未払費用	1,309
未払法人税等	1,116
前受金	145
未成工事受入金	38
預り金	983
賞与引当金	1,497
その他	642
固定負債	**676**
長期未払金	40
退職給付引当金	210
長期預り保証金	421
その他	3
負債合計	**13,824**
純資産の部	
株主資本	**34,419**
資本金	**2,492**
資本剰余金	**2,293**
資本準備金	2,293
利益剰余金	**29,634**
利益準備金	79
その他利益剰余金	29,555
別途積立金	5,800
繰越利益剰余金	23,755
自己株式	**△2**
評価・換算差額等	**22**
その他有価証券評価差額金	**22**
純資産合計	**34,441**
負債・純資産合計	**48,266**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**95,037**
売上原価		**70,610**
売上総利益		**24,426**
販売費及び一般管理費		**18,722**
営業利益		**5,703**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	226	
その他	22	268
営業外費用		
有価証券評価損	4	
固定資産除却損	6	
和解金	8	
その他	5	24
経常利益		**5,947**
特別損失		
減損損失	10	10
税引前当期純利益		**5,937**
法人税・住民税及び事業税		1,793
法人税等調整額		9
当期純利益		**4,134**

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年４月１日期首残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	20,878	26,757	△2	31,542
会計方針の変更による累積的影響額						60	60		60
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	20,939	26,818	△2	31,603
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,318	△1,318		△1,318
当期純利益						4,134	4,134		4,134
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,815	2,815	－	2,815
2022年３月31日期末残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	23,755	29,634	△2	34,419

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日期首残高	21	21	31,563
会計方針の変更による累積的影響額			60
会計方針の変更を反映した当期首残高	21	21	31,624
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,318
当期純利益			4,134
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1	1	1
事業年度中の変動額合計	1	1	2,817
2022年３月31日期末残高	22	22	34,441

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　関係会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法

・未成工事支出金……個別法による原価法

・貯蔵品……最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産(リース資産を除く)……主として定率法
但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

⑵　無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

①　ソフトウェア……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

②　顧客基盤……10年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

⑶　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金……売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

⑶　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２～５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷　工事補償損失引当金……請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

① マンション管理事業

「マンション管理事業」は、分譲マンションの管理員業務、清掃・設備管理・保全の各業務、管理組合の決算・運営補助業務等マンションの総合的管理業務を行っております。

管理業における顧客との履行義務は、実施計画に基づいて会社が管理業務を実施することにより、契約期間において一定水準に管理された状態を提供することであります。

その為、契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

② ビル管理事業

「ビル管理事業」は、ビルの環境衛生清掃・保安警備・受付・設備管理・保全の各業務及びビルの総合的管理業務を行っております。

ビル管理事業はマンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

③ 不動産管理事業

「不動産管理事業」は、オーナー所有物件の建物管理・賃貸管理代行及びサブリース業務、不動産の売買・仲介業務に加え、社有物件の賃貸運営業務を行っております。

建物管理及び賃貸管理代行については、マンション管理事業と同質の履行義務である為、顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

不動産売買、仲介業務はそれぞれ物件の引き渡し、契約の成立をもって履行義務が充足する為、一時点で収益を認識しております。

サブリース及び社有物件の賃貸運営業務についてはリース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

④ 営繕工事業

「営繕工事業」は、マンション共用部分及びビルの建物・設備営繕工事並びに外壁塗装工事等の大規模修繕工事に加え、専有部分のリフォーム工事及び新築工事を行っております。

営繕工事は顧客との契約に基づき履行義務が充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しており、その進捗率の見積方法は見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

ただし、小規模の修繕工事等、工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した一時点で収益を認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・工事契約に係る収益認識

従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、工期のごく短い工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合には、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。工期のごく短い工事については完全に履行義務が充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は1,863百万円増加し、売上原価は1,568百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ295百万円増加しております。

当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益はそれぞれ4.58円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は60百万円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)　担保に供している資産

建物	5百万円
土地	17百万円
計	23百万円

(2)　担保に係る債務

１年内返済予定長期借入金	－百万円
長期借入金	－百万円
計	－百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　3,240百万円

３．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

PROPELL INTEGRATED PTE LTD	4,390百万円

４．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する金銭債権・債務は区分掲記したもののほか次のものがあります。

(1)　短期金銭債権	1,098百万円
(2)　長期金銭債権	261百万円
(3)　短期金銭債務	725百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

(1)　売上高	127百万円
(2)　仕入高	6,465百万円
(3)　営業取引以外の取引高	13百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,838株	5,514株	－株	7,352株

（注）普通株式の自己株式の増加5,514株は、2021年10月１日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	458百万円
退職給付引当金	64百万円
役員退職慰労金	12百万円
会員権評価損	72百万円
貸倒引当金	17百万円
減損損失	62百万円
関係会社株式評価損	417百万円
その他	305百万円
繰延税金資産小計	1,411百万円
評価性引当額	△623百万円
繰延税金資産の合計	787百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11百万円
前払年金費用	△67百万円
繰延税金負債の合計	△79百万円
繰延税金資産の純額	708百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	カテリーナビルディング㈱	直接 100.0	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	－	短期貸付金 関係会社長期貸付金	132 1,469
				利息の受取	10	－	－
子会社	㈱伊勝	直接 90.0	資金の援助	資金の貸付	1,865	短期貸付金	890
				利息の受取	3	－	－
子会社	PROPELL INTEGRATED PTE LTD	直接 100.0	役員の兼任	銀行借入等に対する債務保証	4,390	－	－
				増資の引受（注）2	1,013	－	－

取引価格及び取引条件の決定方針等

（注）1．価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。なお、資金の貸付につきましては、担保は受入れておりません。

2．増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	小佐野投資㈱	－	役員の兼任	不動産の賃借	12	前払費用	0

取引価格及び取引条件の決定方針等

（注）価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	535円54銭
２．１株当たり当期純利益	64円28銭

（注）１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益は、2021年10月１日に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

取得による企業結合

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、株式会社三井E&Sホールディングスから、同社の連結子会社である株式会社MESファシリティーズの株式の全部を取得し、子会社化することを決議し、株式会社三井E&Sホールディングスと2021年12月23日付けで株式売買契約を締結し、2022年４月１日付で全株式を取得いたしました。

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社MESファシリティーズ

事業内容　人材派遣業、建設業、保険代理店業、不動産賃貸業、自動車教習所、調剤薬局等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、中期経営計画「PLAN23」（計画期間2019年度～2023年度）で掲げた「お客様のパートナーとして快適な住・オフィスの環境作り」の具現を目指し、事業基盤の強化及び関連事業の拡大に努めております。今般、企業及びリテール顧客向けに多岐に亘る事業を有する総合サービス業として発展を遂げてきた株式会社MESファシリティーズを当社グループに迎え入れることで、更なる企業価値の向上と「持続できる成長」に繋がるものと判断し、同社の株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2022年４月１日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社NHファシリティーズ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　　現金　　3,860百万円

3．主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等（概算）　　19百万円

4．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（その他の注記）

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
賃貸用資産	千葉県野田市	土地及び建物	10百万円

賃貸用不動産は他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。千葉県野田市の賃貸用資産につきましては、賃貸用区分所有建物等の賃料水準の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

第５８期

自　2021年4月　1日
至　2022年3月31日

附属明細書
（計算書類）

日本ハウズイング株式会社

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細　　（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,500	628	8(4)	84	2,035	2,191
	工具、器具及び備品	502	113	0	154	460	1,023
	土地	3,189	4,853	6(6)	－	8,037	－
	建設仮勘定	－	1	－	－	1	－
	その他	2	－	0	0	2	24
	計	5,195	5,597	15(10)	239	10,537	3,240
無形固定資産	ソフトウェア	686	283	－	228	741	613
	ソフトウェア仮勘定	151	261	347	－	65	－
	顧客基盤	35	－	－	15	20	565
	その他	102	－	－	0	102	2
	計	976	544	347	243	929	1,181

（注）１．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

２．当期の増加額・減少額の主なものは次のとおりであります。

①増加額

・建物　　587百万円　　事業用資産の取得費用

・土地　　4,853百万円　　事業用資産の取得費用

・ソフトウェア　　96百万円　　基幹システム老朽化更新に伴うシステム開発費用

②減少額

・ソフトウェア仮勘定　　96百万円　　基幹システム老朽化更新に伴うシステム開発費用

２．引当金の明細　　（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	146	14	5	156
賞与引当金	1,520	1,497	1,520	1,497
退職給付引当金	226	27	43	210

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
役員報酬	153	
給与手当	8,705	
賞与手当	1,097	
賞与引当金繰入額	1,134	
雑給	745	
法定福利費	1,880	
福利厚生費	95	
通勤交通費	344	
退職金	9	
退職給付費用	378	
広告宣伝費	109	
旅費交通費	160	
車両費	63	
会議費	6	
通信費	427	
水道光熱費	86	
租税公課	422	
交際費	22	
事務費	23	
地代家賃	1,154	
消耗品費	90	
保険料	79	
手数料	74	
減価償却費	440	
修繕費	3	
寄付金	14	
諸会費	9	
備品費	23	
リース料	214	
保守料	309	
諸報酬	110	
印刷費	118	
新聞図書費	2	
研修教育費	24	
派遣料	147	
貸倒引当金繰入額	10	
貸倒損失	0	
その他	28	
計	18,722	

提供書面

事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緊急事態宣言の発出と解除、まん延防止等重点措置の適用と解除が繰り返される中、全面解除には至ってはおりませんが、各種規制の解除等に伴い、景気については持ち直しの動きがみられているものの、原材料価格の上昇、金融資本市場の変動、ウクライナ情勢等の影響で、先行きについては極めて不透明感が高い状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、各管理事業の管理ストック拡充に注力するとともに、前年度に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延期等の影響を受けた、大規模修繕工事を中心とした営繕工事業における各種工事及び保守の実施に積極的に取り組みました。

その結果、売上高は124,686百万円（前連結会計年度比8.5％増）、営業利益は7,077百万円（前連結会計年度比9.1％増）、経常利益は7,175百万円（前連結会計年度比8.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益の4,771百万円（前連結会計年度比14.1％増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

マンション管理事業

マンション管理事業につきましては、当社においては、前連結会計年度に受託した物件が計画通りに稼働したことに加え、地震保険の中途付帯をはじめとする、管理ストックから派生する周辺事業が好調に推移したことが売上高及び利益に寄与いたしました。一方で、前期に長期保険契約の更新に伴う保険代理店手数料の増加が大きく寄与していたことから、利益については前期比で減少いたしました。

国内における当連結会計年度末の管理戸数は期中に8,342戸増加して478,240戸、海外を含めたグループ全体の管理戸数合計は586,372戸となっております。

その結果、売上高は54,397百万円（前連結会計年度比3.3％増）、営業利益は4,358百万円（前連結会計年度比9.7％減）となりました。

ビル管理事業

ビル管理事業につきましては、当社においては、新規受注が好調に推移したことが売上高及び利益に寄与いたしましたが、前期に国内子会社である山京ビルマネジメント株式会社において大型物件の売買仲介手数料が寄与していたことの反動や、ベトナムにおける子会社において新型コロナウイルス感染症の影響による各種費用の増加により、利益については前期比で減少いたしました。

その結果、売上高は9,327百万円（前連結会計年度比7.0％増）、営業利益は584百万円（前連結会計年度比1.8％減）となりました。

不動産管理事業

不動産管理事業につきましては、売上高については前期比で同水準となりましたが、仲介手数料が好調に推移したことが利益に寄与いたしました。

その結果、売上高は5,960百万円（前連結会計年度比0.3％減）、営業利益は628百万円（前連結会計年度比10.5％増）となりました。

営繕工事業

営繕工事業につきましては、当社においては、各種工事の実施に積極的に取り組んだ結果、大規模修繕工事・一般営繕工事・保守とも好調に推移したことに加え、国内子会社である株式会社伊勝の受注が好調に推移いたしました。また、収益認識に関する会計基準の適用により、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については進行基準、その他の工事については完成基準を適用しておりましたが、工期のごく短い工事を除き一定期間にわたり収益を認識する方法に変更したことが、売上高・利益に影響いたしました。

その結果、売上高は54,999百万円（前連結会計年度比15.6％増）、営業利益は4,376百万円（前連結会計年度比30.2％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は6,338百万円であります。

その主なものは、事業用不動産の取得等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第55期 (2018年度)	第56期 (2019年度)	第57期 (2020年度)	第58期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	113,113	116,565	114,967	124,686
経常利益	(百万円)	6,141	6,639	6,589	7,175
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,475	4,075	4,182	4,771
1株当たり当期純利益	(円)	54.05	63.36	65.03	74.20
総資産	(百万円)	56,639	55,614	59,120	64,217
純資産	(百万円)	30,935	32,844	36,081	39,995
1株当たり純資産額	(円)	464.36	501.62	550.55	609.66

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を除く）に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

2．2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

3．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社21社、持分法適用関連会社3社であり、重要な子会社は以下のとおりです。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本コミュニティー株式会社	50百万円	100.0%	マンション管理
カテリーナビルディング株式会社	20百万円	100.0	不動産管理
カテリーナサービス株式会社	30百万円	100.0	マンション管理
三光エンジニアリング株式会社	25百万円	70.0	営繕工事
山京ビルマネジメント株式会社	10百万円	100.0	ビル管理
株式会社サーフ	50百万円	52.4	営繕工事
株式会社亜細亜綜合防災	20百万円	100.0	営繕工事
株式会社伊勝	100百万円	90.0	営繕工事
株式会社メイセイ	30百万円	100.0	営繕工事
ハウズイング合人社北海道株式会社	10百万円	51.0	マンション管理
東京都保全股份有限公司	120百万台湾ドル	90.2	マンション管理
Pan Pacific Services Company Limited	250億ベトナムドン	100.0	ビル管理
Pan Pacific Company Limited	100億ベトナムドン	100.0	ビル管理
PROPELL INTEGRATED PTE LTD	15百万シンガポールドル	100.0	営繕工事

③ その他

重要な業務提携の状況

相手先	契約内容
株式会社リログループ	両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする業務提携
株式会社合人社グループ	両社の企業価値の最大化を図ることを目的とする業務提携

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「安全で快適な住環境づくりを通じて、広く社会の発展に貢献する」ことを経営理念とし、国内外において、マンション管理事業を主力とする建物管理事業及び営繕工事業を展開しております。依然として新型コロナウイルス感染症については収束時期が見通せない状況下でありますが、当社グループは、社会機能維持に関わる事業者として、管理業務・清掃業務など日常的な維持管理業務を中心に、お客様や従業員の感染防止に最大限の注意を払いながら業務を継続してまいる所存です。また、2019年度からスタートとした中期経営計画「ＰＬＡＮ23」に基づき、現場オペレーションのデジタル化、人間味があるサービスを提供できる人材の確保・育成及び企業ブランドの向上及び働き方改革等の取り組みを進め、事業の拡大と収益基盤の強化を目指してまいります。

マンション管理事業につきましては、建物の高経年化や居住者の高齢化が進むなか、居住者の管理に対する関心が高まるとともに管理に対するニーズも多様化かつ高度化しています。また、良好なストック形成の重要性が一段と注目されるなか「マンションの資産価値の維持、より良い住環境の提供」が求められています。今後も、計画的な設備改修など建物長命化のための提案や、防災・防疫対策及び高齢居住者対策の提案など、より充実したサービスの提供により事業強化を図ってまいります。また、株式会社リログループとの業務提携を活用し、共用部・専有部の区分にとらわれない総合的な建物管理サービスを展開してまいります。

さらに、マンション管理の運営におけるデジタル化を進め、理事会をはじめとする管理組合の負担軽減を目指すとともに、住生活関連企業のＭ＆Ａについても重要な経営戦略の一つとして位置付け、積極的に取り組んでまいります。

ビル管理事業、不動産管理事業は、建物のライフサイクルコストの見直し提案等プロパティマネジメントの強化や入居率アップのための設備更新提案、リーシング機能の拡充など、マーケット競争力及び営業力の一層の強化に努めるとともに、コスト見直しをはじめ業務の効率化を図りながら収益力の向上に努めてまいります。

営繕工事業は、建物管理で培ってきた豊富な経験とノウハウを活かし、「管理のプロ」としての視点から、建物の資産価値の維持向上のため、日常的な小修繕から建物のライフサイクルを考慮した長期的な大規模修繕まで、総合的な提案力を発揮し、受注増につなげてまいります。また、大規模修繕工事を含めた各種工事や役務作業、本社員や現業員に対する安全管理等の一層の強化、安全パトロールや安全に対する啓蒙活動の実施等で、労働災害の防止に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

① 建物の総合管理及び保安警備業務　(マンション管理事業・ビル管理事業・不動産管理事業)
② 不動産の賃貸及び仲介　(不動産管理事業)
③ 建築請負工事　(営繕工事業)

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都新宿区新宿一丁目31番12号
札幌支店	北海道札幌市北区北七条西一丁目1番地5
札幌南支店	北海道札幌市厚別区厚別中央一条六丁目2番15号
盛岡支店	岩手県盛岡市大通3丁目3番10号
仙台支店	宮城県仙台市若林区新寺一丁目4番5号
仙台南支店	宮城県仙台市若林区新寺一丁目4番5号
郡山支店	福島県郡山市本町一丁目17番25号
新潟支店	新潟県新潟市中央区天神一丁目17番1号
高崎支店	群馬県高崎市八島町265番地
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目62番
浦和支店	埼玉県さいたま市南区南本町一丁目17番1号
川口支店	埼玉県川口市並木二丁目25番3号
所沢支店	埼玉県所沢市日吉町14番3号
川越支店	埼玉県川越市新富町一丁目3番5号
千葉支店	千葉県船橋市湊町一丁目3番1号
千葉中央支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目15番8号
柏支店	千葉県柏市柏一丁目5番11号
東京東支店	東京都江東区木場五丁目6番35号
東京北支店	東京都荒川区西日暮里五丁目14番1号
池袋支店	東京都豊島区池袋二丁目14番4号
練馬支店	東京都練馬区石神井町三丁目20番14号
成増支店	東京都板橋区成増一丁目30番13号
赤羽支店	東京都北区赤羽一丁目2番1号
渋谷支店	東京都渋谷区渋谷三丁目13番11号
東京南支店	東京都港区芝三丁目24番21号
城南支店	東京都大田区蒲田五丁目24番2号
東京西支店	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番3号
立川支店	東京都立川市錦町三丁目1番16号
町田支店	東京都町田市森野一丁目35番1号

横浜支店	神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号
横浜第二支店	神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号
横浜北支店	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番2号
湘南支店	神奈川県藤沢市藤沢496番地
静岡支店	静岡県静岡市葵区伝馬町9番地の10
名古屋支店	愛知県名古屋市東区泉一丁目2番3号
京都支店	京都府京都市下京区四条通新町東入月鉾町62番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番8号
大阪北支店	大阪府大阪市淀川区宮原五丁目1番24号
神戸支店	兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目1番7号
岡山支店	岡山県岡山市北区蕃山町3番7号
広島支店	広島県広島市南区出汐二丁目3番18号
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区鍛冶町一丁目1番1号
福岡支店	福岡県福岡市博多区冷泉町10番21号

② 子会社及び関連会社

日本コミュニティー株式会社	東京都新宿区新宿一丁目36番12号
カテリーナビルディング株式会社	東京都新宿区新宿一丁目18番8号
カテリーナサービス株式会社	東京都新宿区新宿一丁目36番12号
三光エンジニアリング株式会社	東京都江戸川区松江三丁目9番19号
山京ビルマネジメント株式会社	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番地
株式会社サーフ	東京都練馬区豊玉上二丁目2番5号
株式会社亜細亜綜合防災	東京都江戸川区江戸川三丁目41番地
株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦一丁目5番3号
株式会社メイセイ	埼玉県草加市長栄二丁目2番地4
ハウズイング合人社北海道株式会社	北海道札幌市北区北七条西一丁目1番5号
ハウズイング合人社沖縄株式会社	沖縄県那覇市松山二丁目1番12号
株式会社レインボウ	神奈川県横浜市中区日本大通60番地
東京都保全股份有限公司	台湾
Pan Pacific Services Company Limited	ベトナム
Pan Pacific Company Limited	ベトナム
PROPELL INTEGRATED PTE LTD	シンガポール

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
本社員	2,985名	87名
準社員	3,876	△30
合計	6,861	57

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時使用人17,031名（年間の平均人員）は除いております。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
本社員	2,157名	56名	36.4歳	8.4年
準社員	3,649	△61	65.2	6.3
合計	5,806	△5	54.6	7.0

(注) 使用人数は就業員数であり、パート等の臨時使用人6,942名（年間の平均人員）は除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,690 百万円
株式会社三井住友銀行	723
株式会社みずほ銀行	625

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　200,000,000株
② 発行済株式の総数　64,320,000株
③ 株主数　874名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社リログループ	21,508,000 株	33.44 %
株式会社合人社グループ	12,864,000	20.00
株式会社カテリーナ・ファイナンス	11,299,200	17.56
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,200,000	4.97
小佐野台	1,946,800	3.02
永井枝美	1,367,200	2.12
日本ハウズイング従業員持株会	1,188,600	1.84
小佐野弾	867,600	1.34
吉野具美	817,200	1.27
菱進ホールディングス株式会社	604,000	0.93

(注) 1．持株比率は自己株式（7,352株）を控除して計算しております。
2．2021年10月１日付にて実施した株式分割（１株を4株に分割）に伴い、発行可能株式総数は150,000,000株、発行済株式総数は48,240,000株それぞれ増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小佐野　台	小佐野投資株式会社取締役 PROPELL INTEGRATED PTE LTD　Director
取締役	吉田裕幸	副社長執行役員（事業統轄本部長兼建物管理部長） カテリーナビルディング株式会社取締役 東京都保全股份有限公司董事 PROPELL INTEGRATED PTE LTD　Director
取締役	小佐野　弾	専務執行役員 小佐野投資株式会社取締役
取締役	奥田　実	常務執行役員（経営企画部長兼システム企画部長） 東京都保全股份有限公司董事長 PROPELL INTEGRATED PTE LTD　共同.CEO
取締役	田邊彰彦	常務執行役員（人事総務部長） カテリーナビルディング株式会社代表取締役
取締役	門田　康	株式会社リログループ専務取締役 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役社長 RELO GLOBAL REINSURANCE,INC.代表取締役社長 株式会社リロ少額短期保険取締役
取締役	福原祥二	株式会社合人社グループ取締役 株式会社合人社計画研究所取締役 合人社エンジニアリング株式会社取締役 合人社シティサービス株式会社代表取締役 合人社FGL株式会社代表取締役
取締役	北村真二	株式会社リログループ執行役員 株式会社リロエクセル取締役 株式会社駅前不動産ホールディングス取締役 日本ワイド少額短期保険株式会社取締役
常勤監査役	山内敦雄	
監査役	古田　十	公認会計士 AGS税理士法人代表社員
監査役	五十嵐正悟	アールワイ保険サービス株式会社代表取締役副社長
監査役	竹岡伸一郎	

(注) 1. 取締役門田康氏、福原祥二氏、北村真二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古田十氏、五十嵐正悟氏、竹岡伸一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役古田十氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役門田康氏、福原祥二氏、北村真二氏、監査役古田十氏、五十嵐正悟氏、竹岡伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款において会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって塡補することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法の決定方針

各役員等の役位や各役員等が担う役割・責務等に応じて確定した報酬額を決定しております。

ｂ．業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

ｄ．報酬等の割合に関する方針

ａで決定した報酬等の額が100％を占める。

e．報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎月固定額を支払う。

f．報酬等の決定の委任に関する事項

①当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位もしくは担当

代表取締役社長　小佐野 台

②委任する権限の内容

個人別の報酬等の額の決定

③委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずる場合、その内容

受任者は、各取締役の役位に応じた報酬等の算定について取締役会に報告する。

g．上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

ロ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小佐野台に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担う役割・責務等について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ハ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	124	124	－	－	6
（うち社外取締役）	(3)	(3)	－	－	(1)
監査役	28	28	－	－	4
（うち社外監査役）	(10)	(10)	－	－	(3)
合　　計	153	153	－	－	10
（うち社外役員）	(14)	(14)	－	－	(4)

（注）1．社外取締役２名については、報酬は支払っておりません。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ニ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2010年６月29日開催の第46期定時株主総会において、年額300百万円以内と定めております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の報酬限度額は、1999年６月23日開催の第35期定時株主総会において、年額100百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者として重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役門田康氏は、株式会社リログループの専務取締役で、同社は当社の筆頭株主であり、当社と同社は業務提携契約を締結しております。また、株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役社長、RELO GLOBAL REINSURANCE,INC.代表取締役社長、株式会社リロ少額短期保険取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

・取締役福原祥二氏は、株式会社合人社グループの取締役で、同社は当社の主要株主であり、当社と同社は業務提携契約を締結しております。また、株式会社合人社計画研究所取締役、合人社エンジニアリング株式会社取締役、合人社シティサービス株式会社代表取締役、合人社FGL株式会社代表取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

・取締役北村真二氏は、株式会社リログループの執行役員で、同社は当社の筆頭株主であり、当社と同社は業務提携契約を締結しております。また、株式会社リロエクセル取締役、株式会社駅前不動産ホールディングス取締役、日本ワイド少額短期保険株式会社取締役であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

・監査役古田十氏は、AGS税理士法人代表社員であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

・監査役五十嵐正悟氏は、アールワイ保険サービス株式会社代表取締役副社長であります。なお、当社と当該他の法人との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　門田　　康	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 主に事業経営の実務経験に基づく見地から、議案の審議について意見を述べており、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。
取締役　福原　祥二	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 主に建物管理業における経験と専門的な知識に基づく見地から、議案の審議について意見を述べており、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。
取締役　北村　真二	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。 主に事業経営の実務経験に基づく見地から、議案の審議について意見を述べており、期待される役割について、その責務を十分に発揮しております。
監査役　古田　　十	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、会計基準及び会計処理について発言を行っております。
監査役　五十嵐　正悟	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、会計基準及び会計処理について発言を行っております。
監査役　竹岡　伸一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席し、経営戦略及びガバナンス等について発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、東京都保全股份有限公司、Pan Pacific Services Company Limited、Pan Pacific Company Limited、PROPELL INTEGRATED PTE LTDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と会計監査人は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、企業活動指針及びコンプライアンス規定を定め、規範体系を明確にし、取締役、執行役員及び使用人の職務執行におけるコンプライアンス体制の確立を図ることとする。また、日常業務における具体的遵守事項を示したコンプライアンスマニュアルを制定することとする。

社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図ることにより、内部統制システムの維持・向上を推進することとする。関係担当部署は、必要に応じて、規則等の策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査部門として、執行部門から独立した業務監査室を置くこととし、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。コンプライアンス委員会は、業務監査結果も踏まえ、コンプライアンス体制の整備に努めることとする。

法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を設けるとともに、公益通報者保護に関する規定を定め、通報者の保護を徹底する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備がある場合は必要な是正を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存については、文書管理規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。社長直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの事前回避、発生時の対応等リスク管理全般の問題について、適宜顧問弁護士等外部の意見も参考に対応する体制とする。また、大規模災害等緊急事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限に止める体制とする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、相互に情報を交換し取締役間の連携を図るものとする。また、社長及び執行役員を中心に構成される経営会議において、業務執行に関する重要事項について協議し、社長の業務執行を補佐することとする。

執行役員制度を導入し「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制を構築する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規定において、当社グループとして一体性を確保するため、子会社に対し、経営の管理・指導を行うとともに、一定事項について、経営会議等で定期的に報告を求めることができる。

当社は子会社に、子会社が業績、財務状況、その他業務上の重要事項について、当社に報告するため、子会社が原則として月１回開催する取締役会に当社の取締役、執行役員または使用人の出席を求めることができる。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告するものとする。当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じることとする。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化することとする。

当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、執行役員及び使用人を一定数兼務させることとする。

当社グループは、原則として、共通の会計システムを導入することにより、グループ経営の一体性を維持することとする。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に対し、企業活動指針を遵守させるとともに、当社と同等の適切なコンプライアンス管理体制を実現するための必要な指導及び支援を行うこととする。

当社は子会社に対し、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。

当社グループは、法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、当社の人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を当社グループに適用するとともに、公益通報者保護に関する規定により、通報者の保護を徹底することとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助人を置くことを要請された場合は、速やかに監査役の補助の任にあたる使用人を定め、その使用人が任にあたることとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者である使用人については、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

⑧　６号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助の任にあたる使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、当社の取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することとする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保することとする。

⑨　次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ.当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、規定に基づきコンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに監査役に報告するとともに、規定に基づく社内報告を行うこととする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員等に対して報告を求めることができることとする。

ロ.子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、当社コンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び監査役に対して報告を求めることができる。

⑩ 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、執行役員、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けないものとし、報告者を保護することとする。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するための体制として、内部監査部門である業務監査室の監査結果について監査役に報告することとする。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会を原則毎月開催している。また、「コンプライアンスマニュアル」を、規定等の変更に併せて内容を一部見直している。

本社員スタッフには月１回以上、現場スタッフには年２回以上コンプライアンス研修を実施している。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、各部支店に対し、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して内部監査を実施している。

法令違反等に関する相談・通報がなされた場合は「公益通報者保護に関する規定」に則り、通報者の保護に努めている。

反社会的勢力への対策として、「反社会的勢力対策規定」を策定し、社内への周知を徹底するとともに、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会や経営会議の議事録等の書類については、「文書管理規定」に則り、その保存に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理している。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」に則り、リスク管理委員会を原則毎月開催している。会議に際しては、事業経営に与えるリスクの洗い出しや重要なリスクを特定し、それをモニタリングしていくことで、適宜是正措置を講じている。

また、主に大地震を想定した事業継続計画（ＢＣＰ）を整備するとともに、年２回訓練を実施し、社内への浸透を図る他、適宜見直しを行っている。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月１回以上開催している。会議に際しては、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、取締役相互の意見交換の場として活用されている。また、経営会議を原則月１回以上開催し、執行役員を含め業務執行に関する重要事項について協議している。

執行役員は「執行役員規定」に則り、取締役会及び取締役社長の統轄の下に職務執行を行っている。

⑤　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社経営会議において、原則中間・期末の計２回業績について報告している。

子会社が原則として月１回開催する取締役会には、原則当社の取締役または執行役員が出席し、適宜意見を述べている。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて、不正行為等の事実は発見されていないため、当社リスク管理委員会への報告はされていない。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は中期経営計画を策定し、子会社ごとに達成すべき目標を明確にしている。

子会社の取締役及び監査役には、原則として、当社の取締役及び執行役員が一定数兼務している。

当社グループには、原則として、共通の会計システムを導入し管理を行っている。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループに対しては、当社の企業活動指針を遵守させるとともに、子会社連絡会を開催し、コンプライアンスに関する指導・支援を行っている。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して当社グループに対し内部監査を実施している。

当社グループには、法令違反等に関する相談窓口としてコンプライアンス委員会を設置し、運用されている。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当事業年度は、監査役からの要請がないため、監査役を補助する使用人は置いていないが、監査役から求められた場合は速やかに対応する。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で当社取締役会が決定する体制となっている。

⑧　６号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人については、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこと、監査役に同行して、社内の重要な会議に出席する機会を確保すること、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する等の体制となっている。

⑨　次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人が、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項を知った場合、「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会に報告する。また、職制ラインが機能していない場合は、公益通報窓口や監査役会に報告する体制となっている。

⑩　監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護に関する規定」に則り、会社は通報者等が通報または相談したことを理由に、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないと定めている。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いを請求した場合、前払いを行う体制となっている。なお、当事業年度においては前払い等を行った実績はない。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室は、当社グループの内部監査結果について、定期的に監査役に報告している。

第５８期

（自　2021年4月　1日
至　2022年3月31日）

附属明細書
（事業報告）

日本ハウズイング株式会社

（他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況）

区　　分	氏　　名	兼職先	兼職の内容	関係
代表取締役	小佐野　台	小佐野投資㈱	取締役	当社の株主
		PROPELL　INTEGRATED PTE　LTD	Director	子会社
取締役	吉田　裕幸	カテリーナビルディング㈱	取締役	子会社
		東京都保全股份有限公司	董事	子会社
		PROPELL　INTEGRATED PTE　LTD	Director	子会社
	小佐野　弾	小佐野投資㈱	取締役	当社の株主
	奥田　　実	東京都保全股份有限公司	董事長	子会社
		PROPELL　INTEGRATED PTE　LTD	共同.CEO	子会社
	田邊　彰彦	カテリーナビルディング㈱	代表取締役	子会社
	門田　　康	㈱リログループ	専務取締役	筆頭株主
		㈱リロ・フィナンシャル・ソリューションズ	代表取締役社長	㈱リログループ（当社の筆頭株主）の関係会社
		RELO GLOBAL REINSURANCE, INC.	代表取締役社長	㈱リログループ（当社の筆頭株主）の関係会社
		㈱リロ少額短期保険	取締役	㈱リログループ（当社の筆頭株主）の関係会社

区　　分	氏　　名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	福原　祥二	㈱合人社グループ	取締役	当社の株主
		㈱合人社計画研究所	取締役	㈱合人社グループ （当社の株主） の関係会社
		合人社エンジニアリング㈱	取締役	㈱合人社グループ （当社の株主） の関係会社
		合人社シティサービス㈱	代表取締役	㈱合人社グループ （当社の株主） の関係会社
		合人社 FGL㈱	代表取締役	㈱合人社グループ （当社の株主） の関係会社
	北村　真二	㈱リログループ	執行役員	㈱リログループ （当社の筆頭株主） の関係会社
		㈱リロエクセル	取締役	㈱リログループ （当社の筆頭株主） の関係会社
		㈱駅前不動産ホールディングス	取締役	㈱リログループ （当社の筆頭株主） の関係会社
		日本ワイド少額短期保険㈱	取締役	㈱リログループ （当社の筆頭株主） の関係会社
監査役	古田　　十	ＡＧＳ税理士法人	代表社員	―
	五十嵐　正悟	アールワイ保険サービス㈱	代表取締役 副社長	―

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

日本ハウズイング株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子　秀嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 照代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本ハウズイング株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ハウズイング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

日本ハウズイング株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子　秀嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大久保 照代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本ハウズイング株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査を行いました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

日本ハウズイング株式会社 監査役会

常勤監査役 山内 敦雄 ㊞
社外監査役 古田 十 ㊞
社外監査役 五十嵐 正悟 ㊞
社外監査役 竹岡 伸一郎 ㊞

以 上

2022年4月27日

各　　位

会 社 名　日本ハウズイング株式会社
代表者名　代表取締役社長　小佐野　台
（コード番号4781　東証スタンダード）
問合せ先　経　営　企　画　部
企画グループマネージャー　太田　浩一
（TEL　03-5379-4141）

連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、2022年 7月1日をもって当社の連結子会社であるカテリーナビルディング株式会社(以下､｢カテリーナビルディング｣といいます。)を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本合併は完全子会社を対象とする吸収合併であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

１．合併の目的

カテリーナビルディングは当社の完全子会社であり、不動産の賃貸及び管理業を事業としております。このたび、当社は経営資源の集約による経営効率化を目的として、カテリーナビルディングを吸収合併することといたしました。

２．合併の要旨

（１）合併の日程

合併決議取締役会　2022年4月27日
合併契約締結日　2022年4月27日
合併効力発生日　2022年7月1日（予定）

本合併は、当社においては会社法第796条2項に規定する簡易合併であり、カテリーナビルディングにおいては会社法784条1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併承認の株主総会は開催いたしません。

（２）合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、カテリーナビルディングは解散いたします。

（３）合併に係る割当ての内容

カテリーナビルディングは当社の完全子会社であるため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付はありません。

（４）合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

３．合併当事会社の概要

	存続会社	消滅会社
（１）名称	日本ハウズイング株式会社	カテリーナビルディング株式会社
（２）所在地	東京都新宿区新宿一丁目 31 番 12 号	東京都新宿区新宿一丁目 18 番 8 号
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　小佐野　台	代表取締役社長　田邊　彰彦
（４）事業内容	マンション管理事業、ビル管理事業、不動産管理事業、営繕工事業	不動産の賃貸及び管理業
（５）資本金	2,492 百万円	20 百万円
（６）設立年月日	1966 年 9 月 13 日	1987 年 10 月 31 日
（７）発行済株式数	64,320,000 株	400 株
（８）決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
（９）大株主及び持株比率 （2021 年 9 月 30 日現在）	株式会社ﾘﾛｸﾞﾙｰﾌﾟ　33.44% 株式会社合人社ｸﾞﾙｰﾌﾟ　20.00% 株式会社ｶﾃﾘｰﾅ･ﾌｧｲﾅﾝｽ　17.56%	日本ハウズイング株式会社　100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	2021 年 3 月 31 日（連結）	2021 年 3 月 31 日（単体）
純資産	36,081 百万円	1,692 百万円
総資産	59,120 百万円	3,759 百万円
1 株当たり純資産	2,202.19 円	4,231,977.98 円
売上高	114,967 百万円	266 百万円
営業利益	6,485 百万円	163 百万円
経常利益	6,589 百万円	150 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,182 百万円	97 百万円
1 株当たり当期純利益	260.11 円	244,025.62 円

４．合併後の状況

本合併による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

５．今後の見通し

本合併は、完全子会社との合併であり、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

以上